

# 感染症対策のための指針

株式会社 ameharu

障がい福祉サービス事業所あめ・はる

(就労継続支援 B 型事業所)

(就労継続支援 A 型事業所)

## 1. 施設における感染予防に関する基本的考え方

感染症発生の際に原因の速やかな特定を行い、蔓延防止に努めて早期終息を図ることは、障害者施設にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し、指針に沿ったサービスが提供できるよう本指針を作成するものである。

## 2. 感染症発生及び蔓延防止のための委員会の組織

当法人(事業所)では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制をとる。

### (1) 感染対策委員会の設置

#### ① 設置の目的

施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。  
情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

#### ② 感染対策委員会の構成員

・委員長

・委員会メンバー

※新型コロナウイルス発生時における構成メンバー

・本部長

・委員長

・構成員

#### ③ 感染対策委員会の開催

定期的に行い、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。  
感染症発生時必要な場合は、随時委員会を開催します。

#### ④ 感染対策委員会の役割

ア) 施設内感染対策の立案

イ) 指針・マニュアル等の作成

ウ) 施設内感染対策に関する職員への研修の実施

エ) 利用者・職員の健康状態の把握

オ) 感染発生時の対応と報告

### 3. 感染症発生防止における各職種の役割

#### 【感染症対策委員長】

○感染症対策における施設内統括責任者

#### 【感染症対策委員会】

○感染症対策における事務

→感染症対策の研修準備、感染防止における掲示物の作成、感染症発生時の対応等

### 4. 職員研修に関する基本方針

①感染症対策に関する研修プログラムの作成

②定期的な教育(年2回以上)

③その他、必要な教育・研修

### 5. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに対応を取る。

① 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させないように注意する。

② 必要に応じて施設内の消毒、又は感染した利用者の隔離等を行う。

③ 協力医療機関や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示を受けたりすること

### 6. この方針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設、かつ事業所内にて掲示しており、いつでも自由に閲覧することが出来る。

付則

令和3年4月1日より施行します。